

近江八幡市告示第16号

建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定について

平成22年3月21日

近江八幡市長職務執行者 富士谷 英正

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、区域を次のように定め、平成22年3月21日から施行する。

1 指定する法第22条第1項の区域

近江八幡市のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域の全域。ただし、安土町（合併前の蒲生郡安土町区域）の市街化区域及び飛び地である工業専用地域は除く。